



KAWASAKI CITY

# お 知 ら せ

平成16年11月1日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき「（仮称）溝の口久本マンション計画」に係る事後調査報告書（その2）の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の名称	（仮称）溝の口久本マンション計画
指定開発行為の種類	・高層建築物の新設（第2種行為） ・住宅団地の新設（第2種行為） ・大規模建築物の新設（第2種行為）
事後調査実施者	・東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 取締役社長 高島準司 ・東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目24番13号 株式会社大京 代表取締役 山崎治平
事後調査の業務受託者	東京都文京区白山3丁目1番8号 株式会社I N A新建築研究所 代表取締役社長 雨宮守司
指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区久本三丁目210番地1他 区域面積：19,410㎡
指定開発行為の目的及び内容	目的：共同住宅の建設 内容：建築面積4,394.4㎡、高さ：99.5m
環境影響評価の手続き経過	平成15年 2月10日条例環境影響評価準備書公告 平成15年 5月29日条例見解書公告 平成15年12月10日審査書公告 平成16年 1月22日条例環境影響評価書公告
施行期間	着手：平成16年1月、完了予定：平成19年1月
事後調査報告書の縦覧場所	高津区役所及び本庁（環境局環境評価室）
縦覧期間及び時間	期間：平成16年11月 1日（月）から 平成16年11月30日（火）まで （ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く） 時間：午前8時30分から午後5時まで
意見書の提出	縦覧の事後調査報告書に記載された内容が、条例評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なる場合、環境の保全の見地から御意見のある方は、意見書を提出することができます。  提出期限：平成16年11月30日（火）まで （郵送の場合は11月30日消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室（電話200-2156）

